

3

各種割増引の改定

2026年1月

対象となる商品

トータルアシスト自動車保険

TAP

①新車割引の割引率改定

2024年の参考純率改定と直近の保険金お支払い状況に基づき、新車割引の割引率を見直します。

	始期日の属する 月の初度登録 (初度検査)からの 経過月数 ^{*1}	改定前								改定後							
		6等級(S)				6等級(S)以外				6等級(S)				6等級(S)以外			
		対人	対物	人身傷害 搭乗者傷害	車両	対人	対物	人身傷害 搭乗者傷害	車両	対人	対物	人身傷害 搭乗者傷害	車両	対人	対物	人身傷害 搭乗者傷害	車両
自家用普通乗用車	～25か月	38%	36%	25%	34%	13%	11%	21%	9%	39%	39%	41%	32%	14%	14%	17%	8%
自家用小型乗用車	26か月～49か月	31%	30%	25%	29%	6%	6%	21%	9%	27%	36%	35%	32%	8%	9%	17%	8%
自家用軽四輪乗用車	～25か月	26%	27%	38%	36%	5%	9%	18%	13%	31%	40%	39%	33%	10%	17%	22%	9%
	26か月～49か月	17%	27%	34%	13%	2%	4%	15%	13%	26%	34%	27%	33%	1%	12%	22%	9%

^{*1} 初度登録(初度検査)年月の翌月から始期日の属する月(長期契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日の属する月)までの経過月数です。

②本人限定特約および本人・夫婦限定特約の割引率改定

2024年の参考純率改定と直近の保険金お支払い状況に基づき、本人限定特約および本人・夫婦限定特約の割引率を見直します。

	改定前				割引率縮小	据置き
	対人	対物	人身傷害 搭乗者傷害	車両	対人	対物
本人限定特約	7%	7%	15%	9%	4%	7%
本人・夫婦限定特約	7%	5%	10%	5%	4%	4%

3

その他の改定

2026年1月

下表のとおり改定を実施します。各項目の詳細および下表以外の改定内容については、代理店または弊社までお問い合わせください。

項目	概要	トータルアシスト自動車保険	TAP	ドライバー保険
(1)家族内新規運転者の自動補償特約の改定	2023年7月に施行された改正道路交通法で「特定小型原動機付自転車」は16歳以上であれば運転免許の有無にかかわらず運転可能となりました。これを踏まえ、ご契約のお車が「特定小型原動機付自転車」のご契約について、記名被保険者等 ^{*2} が16歳以上になった際に運転者年齢条件の手続き漏れがあった場合に、所定の条件を満たすときは運転者年齢条件に合致しない方が運転している間の事故についても補償対象とします(自動補償の対象拡大)。 ^{*2} 記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいいます。	—	○	—
(2)入院時選べるアシストのサポートデスク受付時間変更	入院時選べるアシストのサポートデスクの受付時間を「午前9時～午後9時」から「午前9時～午後6時」に変更します(2026年1月1日以降のご利用から変更します。)	○	○	—
(3)ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約(前方1カメラ型ドラレコ)の新規引受停止	ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約(前方1カメラ型ドラレコ)について端末の発送を伴う新規のお引受けを停止します。	○	○	—
(4)ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約(2カメラ一体型ドラレコ)のセット可能な保険期間の変更	ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約(2カメラ一体型ドラレコ)をセットする場合に設定可能な保険期間について5年から3年に短縮します。	○	○	—

※このチラシのご案内は、トータルアシスト自動車保険、TAP、ドライバー保険のご契約を対象としております。
※このチラシは、2025年10月および2026年1月に実施する自動車保険改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件があります。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。
※ご契約に関する個人情報は、弊社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは、弊社のホームページをご参照ください。
※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-119-110

ロードアシスト(東京海上アシスタンス)

0120-560-057

受付時間: 24時間365日 ネットでのご連絡はこちら

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや契約変更手続きのご案内はこちら

www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/

東京海上日動火災保険株式会社
www.tokiomarine-nichido.co.jp



東京海上日動

自動車保険改定のご案内

自動車

東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)では、2025年10月1日付・2026年1月1日付で自動車保険を改定します。特に保険料の見直しについては、昨今の物価上昇傾向の継続や大規模自然災害(雹災等)の多発等の影響を受け、多くのお客様において保険料を引上げさせていただいております。引き続き、企業としての不断の経営努力も継続してまいりますので、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

1

商品の改定

1

ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約における新端末の導入

2026年1月

対象となる商品

トータルアシスト自動車保険

TAP

これまでDAPに寄せられたお客様からの声を踏まえ、改良した新モデルを発売します!

フロントガラスに設置する端末のサイズを小型化するとともに、取付けのご負担を軽減するサポートを導入し、さらに事故時に安心できる「自動事故通報機能」「映像転送機能」等に機能を絞ることで、従来対比で低価格化を実現しました。

端末は機能の異なる 2種類から選択可能!		New 新型・事故自動通報ドラレコ	2カメラ一体型ドラレコ
商品の概要は こちらの動画からも ご確認いただけます		事故時に安心できる機能を 主に利用したいお客様におすすめです。 ※助手席足元にバッテリー設置が必要です。	事故防止支援機能を含む豊富な機能を 利用したいお客様におすすめです。
端末の情報	保険料(月額)*1	500円	850円
	撮影可能範囲	前方+車内	前方+車内
事故時の安心	リアカメラ(後方カメラ)*2	×	○(別売り)
	事故時の自動連絡・音声通話	○	○
	SOS発信機能*3	○	○
	端末操作による映像の手動アップロード*	○	×
	急操作警告 (急アクセル、急ブレーキ、急ハンドル)	○	○
	片寄り警告、前方車両接近警告、 わき見・居眠り警告	×	○
いつもの安心	駐車中監視機能	×	○
	要注意運転アラート	○	×
	安全運転診断レポート	○ (スマホアプリ) 自動車ごと	○ (紙・スマホアプリ・WEB) 自動車+運転者ごと
	専用WEBアプリ	×	○
	専用スマホアプリ	○	○

新型端末の3つのポイント

POINT 01 スリム・小型化	POINT 02 自己負担の無い「取付サポート」でらくらく取付け	POINT 03 月額500円 ^{*1}
✓ 視界を邪魔しないスリムな形状	✓ 弊社提携業者により自己負担無くらくらく取付けが可能に! ^{*4}	✓ 迅速で安心な事故受付サービス等を維持しつつ、従来対比で低価格化を実現!
✓ 小型化により2台目としても設置しやすい		

※上記3つのPOINTでは2カメラ一体型ドラレコと比較した内容を記載しています。

^{*1} 保険期間1年で分割払(分割割増あり)の場合の月額保険料です。
^{*2} 2カメラ一体型ドラレコのみ別売りのリアカメラ(後方カメラ)取付けが可能です。
^{*3} 「運転中に急に体調が悪くなったとき」「他車からの危険運転に遭遇したとき」「事故が発生したが衝撃が小さく発報しなかったとき」に、ボタンを押すことでオペレーター(提携企業のプレミア・エイド社)に接続され、適切なアドバイスを受けることができます。
^{*4} 取扱説明書記載のシガーソケットまたはUSB Type-Cでの取付け^{*5}となります。これ以外の取付方法を希望される場合は、自己負担が生じる可能性があります。
^{*5} 車両側から2.1A以上の電流供給が必要です。

2

故障補償特約(搬送時)の改定

2026年1月

対象となる商品

トータルアシスト
自動車保険

TAP

- ご契約のお車が故障により走行不能となり修理工場等へ搬送された場合に、故障損害の復旧のために交換が必要となる部品の種類等に応じてあらかじめ定められた額(7万円・10万円・20万円・30万円)を保険金としてお支払いする内容に変更します*1(定額払化)。
- 本特約の正式名称を「故障搬送時車両損害補償特約(定額払)」に、ペットネームを「故障補償特約(搬送時・定額払)」に変更します。
- 上記に伴い、「故障補償特約(搬送時・定額払)」の補償が不要な場合にご契約いただく特約の名称を「故障搬送時車両損害補償特約(定額払)」の不適用に関する特約」に変更します。

*1 ただし、車両保険金額を限度とします。部品の交換を伴わずに補修のみで復旧を行う場合は、7万円をお支払いします。

<対象部品ごとにお支払いする保険金の額(部品交換の場合)>

対象部品	お支払いする保険金の額
シリンダーブロック、シリンダーヘッド、エンジン本体、駆動用モーター	30万円
オートマチックトランスミッション、マニュアルトランスミッション、トルクコンバーター	20万円
インジェクター、ブレーキアクチュエーター、ターボチャージャー、エアコンプレッサー、ラジエーター、ステアリングギヤ、NOXセンサー、プロペラシャフト、デフアレンシャルギヤ、カムシャフト、スピードメーター、エアスプリング	10万円
上記以外のその他の部品	7万円

※消耗部品・油脂類・リコール等の対象となっている部品を除きます。

<ご注意点>

- 交換を必要とする部品の種類等が複数ある場合は、表の「対象部品」欄に対応する「お支払いする保険金の額」欄の額のうち、最も高い額を保険金としてお支払いします(車両保険金額が限度)。
- エンジン等の複数の部品によって構成される複合部品のうち一部の部品を交換することで復旧が可能な場合は、その一部の部品に基づきお支払いする保険金を決定します。
- 交換を必要とする部品の種類等に応じてあらかじめ定められた額を保険金としてお支払いするため、実際の修理にあたっては、自己負担が生じる場合があります。

3

レンタカー費用等の諸費用に関する特約の改定

2026年1月

対象となる商品

トータルアシスト
自動車保険

TAP

- 「レンタカー費用等不担保特約」について、レンタカー費用のみを補償対象外とし、代替交通費用を補償対象とします。また、本特約の名称を「レンタカー費用不担保特約」に変更します。
- 「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約」で補償する費用のうち、車両引取費用を廃止します。
- 上記に伴い、「レンタカー等諸費用アシスト」で提供していた代替交通費用の補償および補償に伴う各種案内等は「ロードアシスト」で提供します。また、「レンタカー等諸費用アシスト」は「レンタカー費用アシスト」に名称を変更します。

<改定前後の比較>

改定前	車両搬送費用	緊急時応急対応費用	レンタカー費用等 の諸費用	改定後	車両搬送費用	緊急時応急対応費用	レンタカー費用等 の諸費用
			レンタカー費用 代替交通費用 車両引取費用				レンタカー費用 代替交通費用 車両引取費用
車両搬送・応急対応・ レンタカー費用等補償特約	○	○	○	車両搬送・応急対応・ レンタカー費用等補償特約	○	○	○
+レンタカー費用等不担保特約	○	○	×	+レンタカー費用不担保特約	○	○	×

4

車両新価保険特約の改定

2026年1月

対象となる商品

トータルアシスト
自動車保険

TAP

ご契約のお車が事故により損害を被り全損に至らないケースであっても、雹等の気象現象*2によってご契約のお車に損害が生じ、修理費が協定新価保険価額の50%以上となる場合で、再取得または修理を行うときは、車体の損傷箇所によらず協定新価保険金額を限度に保険金をお支払いします。

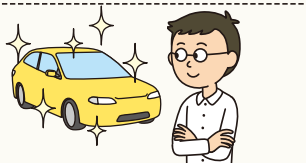
*2 台風、洪水、高潮、豪雨、雹、雪その他の気象現象をいい、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を含みません。

「車両新価保険特約」とは…

ご契約のお車が、事故により大きな損傷を受けた場合*3の新車購入費用等について「協定新価保険金額」を限度に保険金をお支払い(新価払)する特約です。また、新たにお車を購入されて新価払で車両保険金をお支払いする場合のほか、ご契約のお車が修理できない場合、修理費が車両保険金額以上となる場合に再取得時等諸費用保険金をお支払いします。

*3 「修理できない場合」、「修理費が車両保険金額以上となる場合」または「修理費が協定新価保険金額の50%以上となる場合(気象現象*2によってご契約のお車に損害が生じた場合または車体の内外装および外板部品を除いた部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。)」のいずれかをいいます。なお、盗難され発見されない場合を除きます。

※下線部分が本改定の内容です。



「保険証券」・「次回更新時のご案内(更新ガイドブック・重要事項説明書等)」に関するご案内

弊社ではお客様とともに環境保護を行うことをコンセプトにご契約手続きや保険金お支払い手続きにおけるペーパーレス化を積極的に推進しています。これに伴い、2025年1月1日以降始期契約より、保険証券・次回更新時のご案内につきましては、原則Web(ホームページ)で閲覧いただく方式に変更いたしました。保険証券・次回更新時のご案内について「Web(ホームページ)で閲覧する」にチェックいただいた場合、東京海上日動マイページでご確認いただけます。東京海上日動マイページは、弊社ホームページまたは専用アプリ(右記の2次元コードよりダウンロードください)からご利用ください。

ペットネーム・略称	正式名称	ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシスト自動車保険	総合自動車保険	車両搬送・応急対応・ レンタカー費用等補償特約	車両搬送・緊急時応急対応・ レンタカー費用等補償特約
TAP	一般自動車保険	レンタカー費用等不担保特約	レンタカー費用等不担保特約 (車両搬送・緊急時応急対応費用補償)
ドライバー保険	自動車運転者保険	本人限定特約	運転者本人限定特約
ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約	事故発生時の通知等に関する特約	本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
故障補償特約(搬送時)	故障搬送時車両損害補償特約		
故障補償特約(搬送時・定額払)	故障搬送時車両損害補償特約(定額払)		

2

保険料の改定

1

保険料の見直し

2025年10月、2026年1月

対象となる商品

トータルアシスト
自動車保険

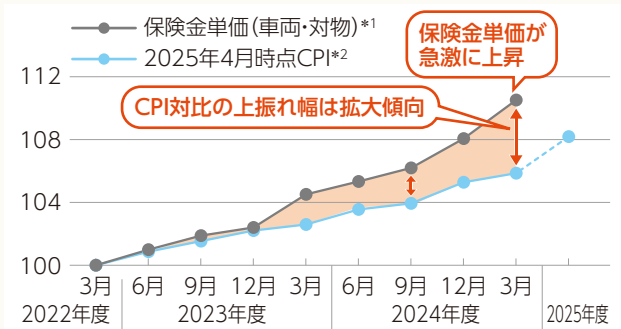
TAP

ドライバー
保険

- 近年の物価上昇傾向の継続等に加えて、特にお車の修理における部品費・工賃等は消費者物価指数(生鮮食品除く、コアCPI)を上回って上昇しており、事故1件あたりの保険金お支払額(以下、保険金単価といいます。)が増加しています。また、自然災害(雹災等)の多発等により、直近の自動車保険における保険金のお支払いは従来以上に増加傾向にあります。これらの影響を受け、自動車保険の損害率は悪化しており、2024年度においては弊社自動車保険の収支はマイナス(赤字)となりました。
- 今後も自動車保険を安定的にご提供していくため、弊社では不正な保険金請求の防止や事業費抑制等を引き続き進めるとともに、2025年10月に平均的な保険料水準を引上げさせていただきます。
- また、2024年に損害保険料率算出機構により参考純率が改定されたことや、ご契約条件ごとの保険金のお支払い状況等を踏まえ、2026年1月より、記名被保険者年齢等のより詳細な保険料区分ごとの保険料較差を見直します。なお、平均的な保険料水準は2025年10月以降始期契約の保険料水準対比では据置きです。
- 実際にお客様にご負担いただく保険料は、ご契約条件により、引上げとなるケースと引下げとなるケースがあります。

背景1:保険金単価(車両・対物)・消費者物価指数(CPI)の推移

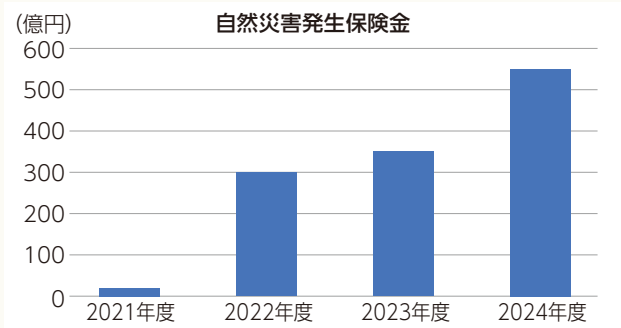
保険金単価(車両・対物)は、消費者物価指数を上回って急激に上昇しており、消費者物価指数対比での上振れ幅も拡大傾向にあります。



*1 2023年3月を100とした車両・対物保険金単価(既往1か年・除く自然災害)。
*2 2023年3月を100とした消費者物価指数(生鮮食品除く、コアCPI)。点線は日本銀行「経済・物価情勢の展望」の政策委員CPI見通しの中央値。

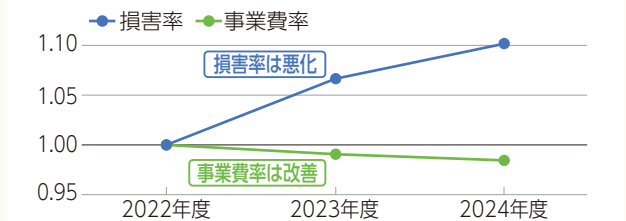
背景2:自然災害の保険金のお支払い状況

近年、雹災等の自然災害の多発により、保険金のお支払いが増加しています。



背景3:損害率・事業費率の推移

事業費抑制の取組みによって事業費率は改善していますが、保険金単価の増加(背景1ご参照)や自然災害(背景2ご参照)等によって損害率は悪化しており、損害率の悪化が事業費率の改善を上回る状況が継続しています。これにより自動車保険の収支は悪化し、2024年度においては収支がマイナス(赤字)となりました。



※2022年度を1とした場合の損害率と事業費率の推移。
※損害率とは保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。事業費率とは保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合をいいます。

2

料率制度の見直し

2026年1月

対象となる商品

トータルアシスト
自動車保険

TAP

①車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約の保険料細分化

保険金のお支払い状況を踏まえ、「用途・車種」ごとに保険料を細分化します。自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車については、「初度登録(初度検査)からの経過年数*3(5年刻み)」ごとにも細分化します。

改定前	改定後
	初度登録(初度検査)からの経過年数*3
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車	5年以内 5年超10年以内 10年超15年以内 15年超20年以内 20年超

*3 初度登録(初度検査)年月の翌月から始期日の属する月(長期契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日の属する月)までの経過年数です。

②記名被保険者の年齢別保険料区分の見直し

保険金のお支払い状況を踏まえ、運転者年齢条件「年齢を問わず補償」および「21歳以上補償」および「35歳以上補償」と同様に記名被保険者年齢区分で保険料を細分化します。

具体的には、記名被保険者年齢に応じて、「30歳未満」、「30歳以上40歳未満」、「40歳以上50歳未満」、「50歳以上60歳未満」、「60歳以上85歳未満は1歳刻みの区分」、「85歳以上」で保険料を細分化します。

※TAPでは、記名被保険者が個人の場合に限ります。ただし、ご契約のお車の用途・車種が一般原動機付自転車または特定小型原動機付自転車である場合を除きます。

裏面に続きます。→